令和２年２月 14 日
保健福祉諸計画検討委員会
地域福祉部会 【 資 料 １ 】

第４期地域福祉計画（令和元年度）の進捗状況について
＜令和元年 12 月末現在＞

保健福祉部福祉課

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
基本目標１　市民のニーズに応えた適切なサービスの提供				
1	総合相談体制の充実 ■計画書 Ｐ５９～６０	①　高齢者支援センター （地域包括支援センター） 総合相談、介護予防、日常生活支援の推進による高齢者への支援の充実を図ります。 【高齢者保健福祉計画より】	・４か所の高齢者支援センター（地域包括支援センター）で、総合事業対象者（*1）の介護予防ケアマネジメントや要支援認定者への予防給付ケアマネジメント（*2）、総合相談支援、権利擁護など、多岐にわたる高齢者支援を実施しています。 ・高齢者支援センターに４～６人配置 主任ケアマネジャー 保健師等 社会福祉士 ３～４人 予防給付ケアマネジメント担当 1～3 人 ・総合相談件数（訪問・来所・電話） 令和元年度 延べ 13,554 件（４月～１２月） 延べ 18,100 件（年間見込み） 平成 30 年度　延べ 18,667 件 平成 29 年度　延べ 17,272 件 *1 総合事業対象者 要支援または要介護状態となるおそれがある虚弱な高齢者のこと。 *2 予防給付ケアマネジメント 要支援者認定者を対象に、介護が必要な状態とならないよう、介護予防サービス等の利用を支援すること。	・平成２９年度から介護予防・日常生活支援総合事業がスタートし３年目です。自立支援に向けたケアマネジメントに対応できるように、ケアマネジメント方針に基づき、担当職員の計画的な配置を行っていきます。 ・総合相談件数は増加しており、高齢者が安心して暮らせることを目指し、個々の相談に関係機関との連携を密に図りながら、継続的に対応していきます。 ・地域包括ケアシステムの実現へ向け、地域での支え合い体制による閉じこもり予防、認知症高齢者等への地域の見守り体制など、地域関係者や関係機関と連携し、日常生活圏域内の社会資源等を活用しながら、支援体制の構築を目指していきます。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
1	総合相談体制の充実 ■計画書 Ｐ５９～６０	② 障がい者相談支援事業所 相談支援事業所（生活支援・就労支援）による障がい者への支援の充実を図ります。 【障がい福祉計画より】	・市内の社会福祉法人２法人へ委託 ・生活支援事業（北海長正会） 総相談件数 令和元年度 5,668 件（４月～１２月） 平成 30 年度　7,237 件 平成 29 年度　7,690 件 ・就労支援事業（北ひろしま福祉会） 総相談件数 令和元年度 4,777 件（４月～１２月） 平成 30 年度　5,146 件 平成 29 年度　4,319 件	・相談支援事業については、障がい児・者の相談内容が複雑化してきており、一人当たりに係る相談時間が長時間となるケースが増加しています。 ・生活支援事業については、委託による相談支援で、障がい当事者のニーズを聞き取る中で、他の機関（医療機関等）との連携が必要となるケースや、同居家族への支援が必要なケース（8050 問題、ひきこもりや発達障がい等）も増えてきています。 ・就労支援事業については、就労に特化した相談支援事業所のノウハウを生かし、関係機関（ハローワーク、障がい者雇用企業など）と連携を図っています。相談件数の増加とともに、住宅や医療、金銭についてなど生活面の相談も増加傾向にあります。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
1	総合相談体制の充実 ■計画書 Ｐ５９～６０	③ 地域子育て支援センター 育児相談、子育て情報の提供、子育てサークルの支援など、地域の総合的な子育て支援の充実を図ります。	・子育て支援コーディネーター専任職員配置により、子育て支援事業や子育て相談に対応しています。 ・相談件数 令和元年度 424 件（４月～１２月） （うち情報提供　68 件） 600 件（年間見込み） 平成 30 年度　720 件 （うち情報提供　145 件） 平成 29 年度　336 件 【地域子育て支援センター所管】 ・「北広島市子育てサイト」より、メールでの相談を受け付けています。 ・相談件数 令和元年度　９件（４月～１２月） 平成 30 年度　17 件 平成 29 年度　１３件 【子ども家庭課所管】	・子育て世代包括ケアシステム「すくすくネット」が令和元年７月よりスタートし、健康推進課と連携を図り、支援を進めるため、今年度は周知活動を行います。相談について今後も相談しやすい体制づくりを図りながら、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を充実させていきます。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
1	総合相談体制の充実 ■計画書 Ｐ５９～６０	④ 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員 児童虐待やＤＶなどの相談支援の充実を図ります。	・非常勤職員４名を家庭児童相談員と母子・父子自立支援員の兼務体制とし、相談に対応しています。 ・家庭児童相談件数 令和元年度 3,754 件（4 月～12 月） 4,532 件（年間見込み） 平成 30 年度　3,518 件 平成 29 年度　4,001 件 ・母子・父子自立支援相談件数 令和元年度 1,295 件（4 月～12 月） 1,786 件（年間見込み） 平成 30 年度　2,079 件 平成 29 年度　1,977 件 【子ども家庭課所管】	・児童虐待や DV 等の相談内容は多岐にわたっており、引き続き関係機関と連携をとりながら相談支援の充実を図ります。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
1	総合相談体制の充実 ■計画書 Ｐ５９～６０	⑤ 子どもサポートセンター 学校などとの連携を含め、多岐にわたる相談支援を実施します。	・各種相談員を市教委や各小中学校に配置し、関係機関と連携しながら相談支援を実施しています。 ・臨床心理士相談件数 子どもサポートセンターでの相談 令和元年度 ３３８件（４月～１２月） ４５０件（年間見込み） 平成 30 年度　475 件 平成 29 年度　363 件 ・心の教室相談件数 令和元年度 267 件（４月～１２月） 356 件（年間見込み） 平成 30 年度　337 件 平成 29 年度　302 件 ・スクールカウンセラー相談件数 令和元年度 458 件（４月～１２月） 611 件（年間見込み） 平成 30 年度　860 件 平成 29 年度　637 件 ・教育相談件数 （スクルソーシャルワーカー） 令和元年度 103 件（４月～１２月） 137 件（年間見込み） 平成 30 年度　138 件 平成 29 年度　174 件	・多様化する相談に柔軟に対応できるよう市教委のほか、学校へ心の教室相談員やスクールカウンセラーなどを配置し相談体制の充実を図るとともに、不登校やいじめ等に関する問題の早期改善・解消に努めました。 ・各学校で子どもたちの相談しやすい体制が構築されています。引き続き、学校や関係機関と連携しながら相談支援の充実を図ります。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
1	総合相談体制の充実 ■計画書 P５９～６０	⑥ 生活困窮者自立相談支援事業所 相談支援事業所を設置し、ハローワーク等と連携を図りながら、雇用や生活等に関する相談支援体制を整備します。	・社会福祉法人えぽっくへ委託 ・新規相談件数 令和元年度　88 件（４月～１２月） 110 件（年間見込み） 平成 30 年度　92 件 平成 29 年度　89 件 ・住居確保給付金給付件数 令和元年度　１件（４月～１２月） ２件（年間見込み） 平成 30 年度　１件 平成 29 年度　０件	・生活全般に関する相談を幅広く受け付けており、各種制度の申請窓口や関係機関に繋がっています。 ・市内各所や関係団体等に適宜周知活動を行い、出張相談や土曜相談を行う等しているが、住居確保給付金の件数増加になかなか繋がっていません。
２－１	福祉情報の提供体制の整備 ■計画書 P６１	① 市の広報紙での情報提供や啓発活動に努めます。	・適宜掲載し、情報を提供しています。	・掲載スペースに限りがあるが、市民が福祉情報を入手する方法としては有効な手段であるため、引き続き、適宜掲載し、情報提供を行っていきます。
		② 市のホームページでの情報提供や啓発活動に努めます。	・くらしの情報として、福祉・介護、健康・医療、子育てなどに関する情報を掲載しています。 ・子育てに関する情報については、一元的に発信し、子育て世帯が必要な情報をできるだけ容易に入手できるよう、「北広島市子育てサイト」を運営しています。	・広報紙と比べ、情報量が多くなっても、タイムリーに掲載することができます。 ・最新情報の提供、更新の徹底を図ります。
		③ 各種ガイドブックの作成と情報提供に努めます。	・「子育てガイド」、「保育所ガイド」、「学童クラブのしおり」、「高齢者サービスガイド」、「ともに暮らしていくために（障がい者サービスのガイドブック）」、「健康カレンダー」などのガイドブックを作成し、窓口配付などにより、制度の周知を図っています。	・各種制度の改正等に合わせ、内容の精査、充実を図ります。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
2－1	福祉情報の提供体制の整備 ■計画書 P６１	④ 点字広報、声の広報（朗読）、音声コード付き行政情報の提供など、情報バリアフリーの推進に努めます。 【障がい支援計画より】	・市広報紙・議会広報紙について、視覚障がい者のための点字広報、声の広報を発行しています。	・引き続き、情報バリアフリーの推進を図ります。
		⑤ 町内会・自治会、地区社会福祉委員会、ボランティア、ＮＰＯとの連携と情報共有を図ります。	・福祉に関する制度の周知や講演会等の開催について、町内会・自治会への回覧などにより呼びかけを行っている。 ・その他各種事業を通じて協力、呼びかけなど連携を図っています。	・情報提供に努め、引き続き連携を図ります。
2－2	社会資源ネットワークの整備 ■計画書 P６２	① 社会福祉協議会を中心に、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、町内会・自治会、ＮＰＯ、ボランティア、老人クラブ、福祉団体など、地域で活動する人たちを結ぶネットワークの連携を強化することで、地域生活に密着した課題への対応や支援の充実を図ります。	・地区社会福祉委員会の活動を支援するとともに、自治会・町内会、民生委員児童委員、ボランティア等と連携・協力してネットワークの強化を図り、地域での助け合いや交流の輪を広げ、支援を必要とする人の見守りなどみんなで支えあうまちづくりに取り組んでいます。 【社会福祉協議会より】	・社会福祉協議会を中核とし地区社会福祉委員会、自治会・町内会、民生委員児童委員、ボランティア等のネットワークの連携が一層図られるよう引き続き必要な支援を行います。
		② 地域活動を支援する人材の育成について検討します。	・社会福祉協議会では、福祉活動専門員を配置し各地区社会福祉委員会の活動の援助のほか、在宅福祉サービス、日常生活自立支援事業、成年後見センターの相談受付や地域たすけあい会議に参加して市内の高齢者支援センターや障がい者相談支援事業所、福祉施設、関係団体と連携し地域福祉の向上に努めています。 【社会福祉協議会より】	・各地区社会福祉委員会や町内会・自治会、福祉関係団体など連携を図り、引き続き地域福祉活動を支援します。また、社会福祉協議会に対して引き続き必要な支援を行います。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
2 － 3	権利擁護体制の確立 ■計画書 P６３～６４	① 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）や成年後見制度の啓発に努めるとともに、「成年後見センター」を設置して、市民後見人の育成などを行いながら関係機関と連携して総合的な支援を行います。 【高齢者保健福祉計画より】 【障がい支援計画より】	○成年後見センター 【社会福祉協議会へ委託】 成年後見制度利用に関する総合相談、手続き支援、普及・啓発、市民後見人の育成と活用等を行い、様々なニーズに対して包括的かつ継続的支援を行うため、社会福祉協議会に社会福祉士を配置し事業を実施しています。 ・成年後見制度等相談件数 令和元年度（４月～１２月） 延べ件　５２０件 平成 30 年度　延べ件　６４２件 平成 29 年度　延べ件　９６０件 ・市民後見人養成講座（隔年実施） 令和元年度　　実施なし ※後見支援員養成講座実施（独自） 平成 30 年度　１回　３名 平成 29 年度　実施なし ・市民後見人養成講座修了生ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ研修 令和元年度　　１回（２回予定） ３月開催予定 平成３０年度　２回 平成２９年度　２回 ・担い手活用 （後見支援員、生活支援員、窓口相談員、普及啓発協力員）	・成年後見制度ならびに成年後見センターが地域に浸透し利用促進が図られるよう、継続的な普及・啓発活動と関係機関との連携が必要です。 ・社会福祉協議会が成年後見人等となる法人後見の件数も増加しており、市民後見人等の担い手確保が急務となっています。 ・今後も利用ニーズが増加することが見込まれるため、相談支援事業や機能の充実、関係機関とのネットワーク強化を図るため、成年後見制度利用促進計画策定ならびに中核機関の設置が課題です。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
２ － ３	権利擁護体制の確立 ■計画書 Ｐ６３～６４	【高齢者保健福祉計画より】 【障がい支援計画より】	【市事業】 ・成年後見制度等相談件数 《高齢者》 令和元年度（４月～１２月） 延べ件数　　３４件 平成３０年度　延べ件数　　９９件 平成２９年度　延べ件数　１４３件 《障がい者》 令和元年度（４月～１２月） 延べ件数　１１件 平成３０年度　延べ件数　２２件 平成２９年度　延べ件数　３９件 〇成年後見制度に係る審判請求 成年後見制度を利用するにあたり家庭裁判所へ申立てをする親族がいない場合、市長が申立てを行っています。 ・市長申立て 《高齢者》 令和元年度　　０件（４月～１２月） 平成３０年度　３件 平成２９年度　１件 《障がい者》 令和元年度　　０件（４月～１２月） 平成３０年度　１件 平成２９年度　１件	

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
２ ― ３	権利擁護体制の確立 ■計画書 Ｐ６３～６４	【高齢者保健福祉計画より】 【障がい支援計画より】	○成年後見制度の利用促進 成年後見制度を利用するにあたり家庭裁判所へ申立てをする親族がいない場合、市長が申立てを行っている他、成年後見制度の適切な利用が図られるよう、申立て費用や報酬費用を助成する成年後見制度利用支援事業を H28 年度より実施しています。 ・成年後見制度利用支援事業 《高齢者》 令和元年度（４月～12 月） 報酬助成　２件 平成３０年度 報酬助成　３件 平成２９年度 報酬助成　２件 《障がい者》 令和元年度（４月～１２月） 報酬助成　１件 平成３０年度 申立て助成　１件、報酬助成　２件 平成 29 年度　報酬助成　２件	

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
２ － ３	権利擁護体制の確立 ■計画書 Ｐ６３～６４	② 高齢者支援センターによる高齢者虐待、消費者被害の相談支援を行います。 【高齢者保健福祉計画より】	○高齢者虐待に関する相談や支援は、対応マニュアルに基づいて、関係機関と連携を図りながら対応しています。 ・虐待相談件数/認定件数 令和元年度（４月～１２月） １６件／５件 平成３０年度件９／３件 平成２９年度件２０／７件 ・消費者協会等と情報を共有しながら、高齢者支援センター等と連携し、悪徳商法や特殊詐欺等に関する注意喚起等を行っています。	・高齢者虐待に関する相談では、個々にコア会議やケース会議を開催し、虐待や緊急性の判断、支援の方向性や関係機関との役割分担を明確にしながら、今後も迅速な対応に努めていきます。 ・虐待は高齢や障がい、生活困窮など様々な要因により発生するため、保健福祉部のみならず庁内連携を図り、横断的支援を行っていきます。
		③ 支援充実に向けて、支援体制の充実や支援者のスキルアップを図ります。虐待については、緊急時に迅速かつ円滑に支援できる体制づくりを進めます。 【高齢者保健福祉計画より】 【障がい支援計画より】	○研修会 ・高齢者虐待防止研修会 令和元年度　　１回（２月予定） 平成３０年度　１回　４４名 平成２９年度　１回　４４名 ・障がい者虐待防止研修会 令和元年度　　１回（２月予定） 平成３０年度　１回　７３名 平成２９年度　１回　８５名 ○会議 ・北広島市と厚別警察署との連携推進会議 令和元年度　　２回 平成３０年度　２回 平成２９年度　２回	・虐待は警察や消防、相談支援事業所、サービス事業所等との連携や住民の理解により、早期発見・早期対応を図ることが重要なことから、連携強化や理解を深めるため会議・研修等を継続的に実施していく必要があります。
		④ 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員による子どもの虐待、ＤＶの相談支援の充実を図ります。	・非常勤職員４名を家庭児童相談員と母子・父子自立支援員の兼務体制とし、相談に対応しています。（再掲）	

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
２ ― ３	権利擁護体制の確立 ■計画書 Ｐ６３～６４	⑤ 障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者の虐待に関する相談支援を行います。 【障がい支援計画より】	障がい者虐待相談 ・通報件数／認定件数 令和元年度　８件／１件(4月～12月) 平成３０年度６件／３件 平成２９年度９件／０件	・障がい者虐待防止事業については、今後とも虐待事案が発生した際には適切に対応します。
２ ― ４	高齢者等の孤立死を防止する体制整備 ■計画書 Ｐ６５	① 介護事業者、郵便局、配食業者、新聞販売店など高齢者等の自宅を訪問事業者のネットワークを活用して安否の確認を行います。 【高齢者保健福祉計画より】	・日常的に高齢者の自宅を訪問する事業者と協定を締結し、異変があった場合に連絡をいただき、安否確認を行います。 ○協力事業者数　２５事業者 ○見守り事業　通報件数 令和元年度　２件(４月～１２月) 平成 30 年度　３件 平成 29 年度　６件	・協力事業者を引き続き増やし、ネットワークの拡大を図ります。
		② 一人暮らしの高齢者および重度身体障がい者に対し、急病などを通報する緊急通報装置を貸与し、地域の協力員と連携しながら安否の確認を行います。 【高齢者保健福祉計画より】	・緊急通報装置を貸与し、地域の協力員と連携しながら、緊急時の対応、毎月の安否確認を行います。 令和元年度（４月～12 月） ・設置利用者数　８６件 ・緊急通報件数　２件 ・設置者数　１０件 （年間見込み） ・設置利用者数　８８件 ・緊急通報件数　５件 ・設置者数　１２件 平成 30 年度 ・設置利用者数　８５件 ・緊急通報件数　７件 ・設置者数　１１件 平成 29 年度 ・設置利用者数　９２件 ・緊急通報件数　９件 ・設置者数　４件	・緊急時の通報は毎年一定程度の件数があり、毎月の安否確認と併わせ、効果が上がっています。今年度は新規設置と撤去がほぼ同数で利用者数は横ばいの状況となっています。今後も利用者増加のため、ケアマネ等への周知を進めていきます。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
2 － 4	高齢者等の孤立死を防止する体制整備 ■計画書 P６５	③ 支援を必要とする高齢者などを把握するため、関係機関と連携して情報収集に努めます。 【高齢者保健福祉計画より】	・高齢者実態調査 ６５歳、７５歳到達者と６５歳以上の転入者を対象に民生委員児童委員と連携を図りながら、高齢者の健康と生活状況を戸別訪問により把握します。 ○実態調査対象者数 令和元年度　1,848 人 平成 30 年度　1,836 人 平成 29 年度　1,888 人 ○実態調査回答者数 令和元年度　1,695 人 平成 30 年度　1,684 人 平成 29 年度　1,798 人	・高齢者を支える事業となりますので、継続的に事業を実施していきます。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
基本目標２　現状に対処した福祉事業のさらなる展開のために				
３	多様性を増している民間活動の発掘、支援、育成 ■計画書 Ｐ６６	①　住民ニーズの把握 各種調査により多様化する市民ニーズの把握に努めるとともに、民生委員児童委員などと連携を図り、地域で問題を抱える高齢者や障がい者等の早期発見・支援に取り組みます。	・高齢者実態調査（2-4-③も掲載）などを実施しました。 ・各種計画の策定の際に、サービスの利用実態、福祉に関する意識、意向などを把握するため調査を実施しました。 （高齢者：平成 28 年度、障がい：平成 29 年度）	・高齢者実態調査や各種計画策定時の実態調査などをとおし、住民ニーズの把握に努めます。 ・住民ニーズ把握のため、引き続き民生委員児童委員と連携を図ります。
		②　ＮＰＯ（非営利活動団体）や民間との連携・協力・支援 ＮＰＯ活動は市内でも活発で、福祉サービスの担い手として不可欠の存在です。今後も、ＮＰＯへの事業委託を進めるなど、ＮＰＯとの連携・協力・支援を促進します。	・高齢者や障がい者、児童に関する福祉サービスの委託を通して、ＮＰＯとの連携を図っています。 ・民間事業者の福祉事業への参入により社会資源の拡大が図られています。	・引き続き、ＮＰＯとの連携・協力・支援を図ります。
		サービスの量的な確保や質的な改善に向けて、民間で可能な事業は委託を進めるなど、福祉事業を営む民間事業者の参入を促進します。	・コミュニティビジネス創業経費の一部を助成する事業を実施しており、令和元年度は福祉事業１件を含む３件の相談があり、令和２年２月に補助対象事業指定審査会を開催予定です。（令和元年１２月末現在） ・創業支援としてアドバイザーによる起業相談や経営相談を実施しています。【商工業振興課所管】	・引き続きコミュニティビジネスを支援します。
４	保健、福祉、医療との垣根のない連携 ■計画書 Ｐ６７	①　相談窓口に保健、福祉、医療の専門職を配置します。	・障がい、高齢者など福祉部門に保健師や社会福祉士などを配置しています。	・相談窓口に、引き続き専門職を配置します。
		②　保健、福祉、医療部局と関連する福祉機関との連携強化、情報共有を図ります。	・保健、福祉、医療の専門家や関連する福祉機関との連携により、サービスの効果的な提供を図っています。 ・高齢者分野の地域たすけあい会議や障がい者分野の自立支援協議会に各関係機関から参加することにより、連携や情報共有が図られてきています。	・引き続き、連携強化を図ります。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
基本目標３　地域福祉活動への市民の主体的な参加の促進				
５ － １	ボランティアが活動できる環境づくり ■計画書 P６８～６９	① ボランティアセンターの充実に向けた支援 社会福祉協議会のボランティアセンターが、ボランティア参加希望者とボランティアを必要とする人の結びつけを実施していますが、さらに、身近な生活課題を地域で解決するためのネットワークの整備など、市民が参加しやすい仕組みづくりが必要です。 また、ボランティアが市民にとって身近なものと感じられるようなボランティア情報の提供も必要です。 そのため、ボランティアセンターの充実に向けた支援を図ります。	・ボランティア活動の普及・啓発及び総合調整機関であるボランティアセンターを核に、児童生徒や学生から一般の方々まで連携しながら活動が図られるよう事業を実施しています。 【社会福祉協議会より】 ・ボランティアセンター事業への助成を実施しています。 【市の取組み】	・ボランティアセンターを中心とした取組みにより、一層の充実に向け、引き続き支援を図ります。
		② ＮＰＯ（非営利活動団体）への市民参加の促進 ＮＰＯが地域福祉サービスに果たす役割は大きく、多くの市民がその活動に関心をもって参加が進むよう、ＮＰＯへの支援や啓発に努めます。 また、ＮＰＯの組織基盤の強化を進めるため、市民が寄付しやすい環境整備について検討します。	・市内ＮＰＯ法人　35 団体 指定ＮＰＯ法人　１団体 （令和元年 12 月末現在） ・ＮＰＯ法人設立認証及び前年度事業報告書等の公開閲覧事務 ・公益活動事業補助金及び協働事業提案の募集。 ・市民協働フォーラムの開催。（令和２年３月 18 日開催予定） ・市内の NPO 法人に対する市民の寄付を促進し、NPO の活動を充実させるため、個人市民税の寄付金税額控除の対象となる NPO 法人を指定するための条例を制定済。（平成 26 年施行） 【市民参加・住宅施策課で所管】	・引き続き、ＮＰＯへの協力や支援、啓発に努めます。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
5 ― 2	ボランティア活動の担い手育成 ■計画書 P７０	① 人材の発掘・育成 ボランティアセンター研修の開催などにより、地域の人材の発掘・育成に努めます。	・研修会の開催などにより、地域の人材の発掘・育成を行いました。 ・ボランティア活動保険加入者数 令和元年　1,893 人 （４月～１２月） 平成 30 年度　2,084 人 平成 29 年度　1,862 人 ・ボランティア派遣依頼数 令和元年　121 件 （４月～１２月） 平成 30 年度　159 件 平成 29 年度　152 件 ・ボランティア派遣数 令和元年　延　1,516 人 （４月～１２月） 平成 30 年度　延 1,277 人 平成 29 年度　延 1,485 人 平成 28 年度　延 1,376 人 【社会福祉協議会より】	・ボランティアの発掘や育成に向けて、引き続き、ボンティアセンターの機能が強化されるよう、継続した支援を行います。
		② 学校での福祉学習の促進 福祉やボランティアに対する児童生徒の意識を高めるため、社会福祉協議会が中核となり、ボランティア活動の推進、福祉学習の充実や促進を図ります。	・ボランティア活動普及事業の協力校として市内全校に助成金を交付。 ・児童生徒の総合的な学習の時間での福祉体験学習を高齢者支援センターや福祉事業所の職員の協力を得て実施。 ・児童、生徒や学生の夏季休業中の期間にボランティア体験事業を実施。 【社会福祉協議会より】	・社会福祉協議会をはじめ市内の福祉事業所等が引き続き学校等でのボランティア体験や福祉学習の推進が図られるよう、必要な支援を行います。
6 ― 1	地域活動の連携強化 ■計画書 P７１	① 社会福祉協議会の体制強化と活動支援 社会福祉協議会は、地域住民のニーズの把握とそれに対応するサービス体制を構築するなど、地域福祉活動の要としての役割を担っていることから、事務局体制の強化を図るとともに、引き続き活動に対する支援を行います。	・市から交付金による支援を行った。 ・社会福祉協議会の機能を強化するため、令和元年６月に福祉センターを現在の移転することにともない、移転経費の支援を行いました。	・市からの交付金等により、運営の安定化が図られています。 ・引き続き活動の支援を図ります。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
6－1	地域活動の連携強化 ■計画書 P７１	② 町内会・自治会などとの連携 町内会・自治会や地区社会福祉委員会は、地域の福祉、防犯・防災など、地域で発生する問題を地域で解決を図り、住民相互の親睦を図ることを目的に組織された自主的団体であり、高齢者や障がい者の支援や子どもの健全育成の役割が期待されます。そのため、地域福祉計画への理解と協力に向け、連携を図ります。	・市が主催する福祉に関する講演会の開催や制度の周知など、町内会・自治会への回覧などにより呼びかけを行いました。 ・防災に関する研修や出前講座などを地域で開催しました。	・地域課題解決のための身近なパートナーとして引き続き連携を図ります。
6－2	活動の場の提供と意識啓発 ■計画書 P７２	① 地域活動拠点の提供 より多くの市民が地域活動に参加できるよう、コミュニティ施設や住民集会所等の活用を図ります。	・地区住民センター等の備品更新、住民集会所の備品整備や補修整備に対する補助を実施することにより、地域活動拠点の整備を図りました。	・引き続き活動の拠点整備に努めます。
		② 地域福祉計画の理念と施策の意識啓発、広報活動 地域での身近な課題は地域住民が自らの問題と捉え解決していくことが大事である、といった認識を行政と地域住民が共有できるよう、地域福祉の考え方の啓発を図ります。	・広報紙やホームページによるＰＲ、出前講座の活用により啓発を図っています。	・引き続き、啓発に努めます。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
基本目標４　その他の地域福祉の発展に向けて				
７ － １	福祉活動と連携した地域活動の推進 ■計画書 Ｐ７３	①　民生委員児童委員との連携 民生委員児童委員は、地域住民と福祉を結ぶ相談役として地域福祉の向上に大きな役割を担っています。 そのため、地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見・解決に向け、連携を強化するとともに、研修会などを通した資質向上に努めます。	・毎月開催される役員会で情報交換を実施するとともに、必要に応じて市の各担当部署からの福祉制度の情報提供などを実施しています。 【市の取組み】 ・民生委員児童委員の協議会では、自主研修を実施するほか、初任者研修、専門研修等に参加し、専門知識の習得やスキルアップを図っています。 【社会福祉協議会より】	・地域住民の身近な相談役である民生委員児童委員と、引き続き連携を図ります。
		②　大学との連携 大学が持つ専門性や人材を地域福祉の推進に生かすため、大学から市の附属機関への参加や学生ボランティアの受入れなどを通して、大学との連携を図ります。	・平成 25 年４月から、地域の活性化や人材の育成などを目的に市と星槎道都大学が包括連携協定を締結しており、学識経験者としての市の附属機関への参加や学生ボランティアの協力など、引き続き連携を図っています。 ・さんぽまち（北広島団地地区の愛称）の唄を使った健康体操を考案します。 ・広葉交流センター内に設置している星槎道都大学サテライトキャンパスにおいて、学生が中心となって「認知症カフェ」を開催しています。	・引き続き、さまざまな取組みについて連携を図ります。
		③　防犯対策など地域活動の促進 高齢者や障がい者などが悪徳商法などの被害者とならないためには、普段からの見守りや声かけが重要です。そのため、社会福祉協議会が進めている地域の支援ネットワークの活用を図っていきます。	・社会福祉協議会が地区社会福祉委員会と協働して進めている地域福祉推進事業などの活動を支援しています。 【社会福祉協議会より】	・引き続き、活動の支援を図ります。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
7－2	他の福祉計画との連携 ■計画書 P７４	① 他の福祉計画との連携 高齢者、障がい者、児童、健康などの個別計画で地域福祉に関連する施策、共通の理念で結ばれる取組みについては、地域福祉計画で定めることとし、個別計画との連携を図っていきます。	・各個別計画と連携して計画を策定するとともに、計画に位置付けられた各種事業については個別計画と連携を図りながら事業を推進しています。	・次期計画についても、各計画との連携を図ります。
		また、社会福祉協議会の地域福祉実践計画は、地域住民の地域活動への参加を進め、市民の具体的な活動や地域活動実践者の組織づくりの指針となるものであることから、計画の実施にあたり市の地域福祉計画との一体的な取組みを図ります。	・社会福祉協議会の地域福祉実践計画についても同様に連携して計画を策定しており、各事業について連携を図っています。 【社会福祉協議会より】	
8	地域で安心して暮らせるバリアフリーの環境づくり ■計画書 P７５	① バリアフリーとユニバーサルデザインの推進 北広島市福祉環境整備要綱や北海道福祉のまちづくり条例などに基づき、「だれもが住みやすい、人にやさしいまちづくり」に取り組んでいます。公共施設のバリアフリー化だけでなく、民間事業者へも協力を求め、だれにもやさしいまちづくりを進めます。 市営住宅について、子どもから高齢者までだれもが安心・快適に暮らせる居住環境の形成を目指し、ユニバーサルデザインを採用しており、今後もこの仕様での整備を進めます。	・市営住宅の建て替えなどに合わせたバリアフリー化を導入しています。 ・ユニバーサルデザインを採用した市営住宅共栄団地（５号棟）の建て替え工事を施工しています。 【建設部で所管】	・民間事業者の協力を、引き続き求めていきます。 ・引き続き、市営住宅をはじめ、子どもから高齢者までだれもが安心・快適に暮らせる居住環境の形成をめざし、ユニバーサルデザインを採用し、今後もこの仕様での整備を図ります。
		② 建築物の耐震化 耐震改修促進計画に基づく公共施設、一般住宅の耐震化を図ります。	・耐震化促進計画に基づき公共施設の耐震化を進めています。 【建設部所管】 ・木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び改修の一部を助成する木造住宅耐震診断・改修支援事業を実施しています。 【建設部で所管】	・引き続き、建築物の耐震化を図ります。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
９	地域福祉についてのさらなる連携強化 ■計画書 Ｐ７６	① 今後の人口減少や少子高齢化社会の動向を見すえた地域福祉計画の定期的な点検、見直しを図ります。	・計画の進行管理のため、保健福祉計画検討委員会を開催し、他の個別計画の進捗状況を確認しました。	・引き続き計画の進行管理を実施していきます。
		② 市民参加による委員会での計画策定と進行管理を行います。	・委員の任期を３年間とし、計画策定から進行管理まで一体のものとしています。	・引き続き、市民参加を図ります。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
基本目標５　災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり				
10－1	避難行動要支援者情報の把握と情報の集約、維持管理 ■計画書 P77～78	① 避難行動要支援者名簿による把握に努めます。	・市の各担当部署や北海道から、避難行動要支援者名簿の対象者情報として、高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者等の情報を集約し、災害発生時に活用する避難行動要支援者名簿の更新を行いました。	・対象者情報の更新や管理、転出などの異動情報の把握、提供用の名簿作成について、引き続き名簿管理システムを活用していきます。 ・今後も情報把握を図っていき、定期的な名簿の更新に努めます。
		② 町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による地域活動のなかでの避難行動要支援者情報の把握に努めます。	・高齢者実態調査を実施し、対象者については情報把握が図られました。 （2-4-③に調査の詳細記載） ・高齢者、障がい者など、各担当部署においては、関係機関等との日常的な連携により一部情報の把握が図られています。	・引き続き、各担当部署で情報把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿の更新も進めていきます。
		③ 避難行動要支援者名簿について、災害時声かけ支援登録名簿をベースとして整備を進めます。	・過去に整備していた災害時声かけ支援登録名簿の対象者について、避難行動要支援者名簿への移行が完了しています。	・引き続き、避難行動要支援者名簿として対象者の把握に努めます。
		④ 集約した避難行動要支援者情報については、災害支援の目的以外には使用されることがないよう、市と提供先で覚書を交わすなど適切な管理に努めます。	・避難行動要支援者名簿に登録されている個人情報の適切な管理のため、市と提供先の団体において、順次協定の締結を進めています。 ・災害時の避難支援等において重要となる自治会・町内会について、災害に備えた平常時からの名簿の活用などについて全体周知を行いました。	・引き続き、自治会・町内会などへ周知を行いながら、適切な情報管理に努めます。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
10 － 2	避難行動要支援者情報の共有と情報更新 ■計画書 P７９	① 避難支援等関係者である自主防災組織、民生委員児童委員等との避難行動要支援者情報の共有を行っていきます。	・災害発生時に活用できる避難行動要支援者名簿の更新を行いました。 ・更新した情報に基づき、平常時から外部提供するための同意確認を進めています。 ・平常時からの外部提供に同意した者の名簿について、民生委員児童委員等と順次協定を締結し提供を進めています。	・平常時からの外部提供に同意した者の名簿について、避難支援等関係者と順次協定を締結し提供を進めます。
		② 町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による避難行動要支援者の生活情報や連絡方法の日常的収集と情報更新を行います。	・平常時から外部提供するための同意確認にあわせて緊急連絡先などの情報把握を進めています。	・引き続き平常時から外部提供するための同意確認を進めます。 ・避難支援等関係者と順次協定を締結して名簿提供を進めるとともに、引き続き情報収集と定期的な更新（提供）に努めます。
		② 関係機関から要介護者や障がい者等の情報提供を受けながら、手上げ方式や同意方式により避難支援等関係者へ平常時の提供ができるよう、取組みを図ります。	・市の各担当部署や北海道から、避難行動要支援者名簿の対象者情報として、高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者等の情報を集約し、災害発生時に活用する避難行動要支援者名簿の更新を行いました。 ・更新した情報に基づき、平常時から外部提供するための同意確認を進めています。	・引き続き関係機関からの情報集約に努めるとともに、平常時から外部提供するための同意確認を進めます。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
10 － 3	災害時に支援が必要な人の見守りと緊急対応に備えた役割分担 ■計画書 P８０	① 町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による要配慮者に対する日常的な見守りを推進します。	・平常時からの外部提供に同意した者の名簿について、民生委員児童委員等と順次協定を締結し提供を進めています。	・平常時からの外部提供に同意した者の名簿について、避難支援等関係者と順次協定を締結し提供を進めるとともに、災害に備えた日常的な見守り活動を推進します。
		② 要配慮者との連絡や救援活動における関係機関等の役割分担、連絡体制の明確化を図ります。	・災害時に高齢者や障がい者などの要配慮者を適切に支援するための個別計画や福祉避難所へ避難する場合の具体的な役割分担等について検討を進めています。 ・一部の町内会に協力をしていただき、避難行動要支援者名簿に登録されている方の個別計画を作成しました。	・避難支援等関係者や福祉避難所の指定施設等と備品の整備や具体的な支援方法等ついて協議を進め災害に備えます。
		③ 要配慮者のうち、災害発生時に一般の避難所における生活が困難で配慮が必要な人の一時的な受入れの協力体制づくりに向け、市内の福祉施設や医療施設との連携を図りながら、特別な配慮がなされた福祉避難所の指定を進めるとともに物資・器材、人員確保等の体制を整備します。	・市内の福祉避難所（13 施設）について、北海道の交付金制度を活用して必要な備品の整備を行っています。（平成28～30 年度で実施） （総務部と連携）	・引き続き、市内施設等の新たな指定について検討していくとともに、必要な物資や人材の確保に努めます。